

令和6～8年度における重点的に指導等を実施すべき項目（重点指導項目）

【牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊】

重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ 〇 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時 期
(3)飼養衛生管理マニュアルの作成・更新及び従事者等への周知徹底	マニュアルを作成、衛生管理のレベルアップに合わせて、都度更新することで、畜主の飼養衛生管理基準への理解を促し、県下全域で飼養衛生管理の底上げを図るため。	令和6年度～令和8年度
(10)埋却等の準備	特定家畜伝染病発生時の防疫措置において埋却地の確保は必須である。県内は土地が限られるため関係機関と連携して、埋却またはレンダリングの準備をする必要があるため。	令和6年度～令和8年度
(16)(17)衛生管理区域への病原体の侵入防止 ※特に車両消毒、区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	病原体侵入リスクを低減させるために最低限必要な事項であり、継続的に指導を実施する。	令和6年度～令和8年度
(22)家畜を導入する際健康観察等	育成牛の県外預託が盛んであり、病原体の侵入リスクが高い地域を継続的に指導する。	令和6年度～令和8年度
(1)家畜の所有者の責務の徹底 (4)記録の作成及び保管 (8)衛生管理区域の適切な設定 (37)特定症状が確認された場合の早期通報	指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。	令和6年度～令和8年度

【豚 いのしし】

重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ 〇 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す	優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域	時 期
(8)衛生管理区域の適切な設定	時間経過とともに慣れが生じ、意識や管理が疎かになることがあり、継続的に緊張感を維持するための指導が必要である。	令和6年度～令和8年度
(10)埋却等の準備	指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。	令和6年度～令和8年度

(15)衛生管理区域に立ち入る者の手指の消毒等	病原体侵入リスクを低減させるために最低限必要な事項であり、継続的に指導を実施する。	令和6年度～ 令和8年度
(16)衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	病原体侵入リスクを低減させるための最低事項であり、使用についてはもとより、洗浄消毒の徹底を図る必要があるため。	令和6年度～ 令和8年度
(17)衛生管理区域内に立ち入る車両の消毒等	防疫の基本であり、農場関係者に対しても、飼養衛生管理に対する意思を示す行為として必須であるため、指導を継続する。	令和6年度～ 令和8年度
(23)衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (29)野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	野生いのししにおける豚熱感染確認地域とその周辺地域 豚熱ウイルスの感染リスクが高い地域については、野生動物侵入防止対策を継続的に実施することが必須であるため。	令和6年度～ 令和8年度
(25)(26) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄および消毒の徹底	野生いのししにおける豚熱感染確認地域とその周辺地域を重点的に指導 感染リスクが特に高い地域については畜舎内へのウイルス侵入を防止するため、継続して状況確認と指導を実施する。	令和6年度～ 令和8年度
(32)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	不要な資材等の処分や整理整頓により、作業性や衛生管理の効果を向上させるため。	令和6年度～ 令和8年度
(1)家畜の所有者の責務の徹底 (3)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4)記録の作成及び保管 (21)処理済みの飼料の利用 (39)特定症状が確認された場合の早期通報	指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。	令和6年度～ 令和8年度

【鶏及びその他の家きん】

<p>重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ 0 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す</p>	<p>優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域</p>	<p>時 期</p>
<p>(3)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p>	<p>マニュアルを作成することで、飼養者等の飼養衛生管理基準への理解を促し、県下全域で早期に飼養衛生管理の底上げを図るため。また、作成したマニュアルが農場の実態に即したものとして活用されているかどうか確認し、必要に応じて改正するため。</p>	<p>令和6年度～ 令和8年度</p>
<p>(4)記録の作成及び保管</p>	<p>飼養衛生管理基準上必要な記録を体系づけたものとし、飼養者等自身が飼養衛生管理を顧みることを容易にするため。</p>	<p>令和6年度～ 令和8年度</p>
<p>(8)埋却等の準備</p>	<p>指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。</p>	<p>令和6年度～ 令和8年度</p>
<p>(14)衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p>	<p>病原体侵入リスクを低減させるための最低事項であるため、使用についてはもとより、洗浄消毒の徹底を図る必要があるため。</p>	<p>令和6年度～ 令和8年度</p>
<p>(21)家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用の徹底</p>	<p>病原体侵入リスクを低減させるための最低事項であるため。</p>	<p>令和6年度～ 令和8年度</p>
<p>(24)野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p>	<p>病原体侵入リスクを低減させるため遵守すべき項目である。</p>	<p>令和6年度～ 令和8年度</p>
<p>(1)家きんの所有者の責務の徹底 (7)衛生管理区域の適切な設定 (27)衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (34)特定症状が確認された場合の早期通報</p>	<p>指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。</p>	<p>令和6年度～ 令和8年度</p>

【馬】

<p>重点的に指導等を実施すべき 飼養衛生管理基準の事項 ※ 〇 内に飼養衛生管理基準における項目番号を示す</p>	<p>優先的に指導等を実施する 地域や項目・地域の選定理由 ※地域の記載がない場合は県全域</p>	<p>時 期</p>
<p>(1)家畜の所有者の責務の徹底 (3)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (6)衛生管理区域の適切な設定 (17)器具の定期的な清掃又は消毒等</p>	<p>指針において重点的に指導等を実施すべき項目とされており、飼養衛生管理の基本となる項目であるため。</p>	<p>令和6年度 ～令和8年度</p>